

広島熊野道路回数通行券約款

(総則)

第1条 広島県道路公社(以下「公社」といいます。)の管理する広島熊野道路の回数通行券(以下「回数券」といいます。)の発売, 払戻し, 使用等に関する取扱いについては, この約款の定めるところによります。

(発売)

第2条 公社は, 広島県道路公社有料道路料金徴収規程(平成2年広島県道路公社規程第8号。以下「料金徴収規程」といいます。)別表3に定めるとおり回数券を発売します。

(使用方法)

第3条 回数券は, 1度数をもって, 券面表示の車種に属する車両1台の通行1回に限り, 券面表示事項に従って使用することができます。ただし, 料金自動徴収機の故障等により回数券が使用できない場合は, 通行料金を現金で徴収するものとします。

(有効期間)

第4条 回数券は, 公社が有効開始日を特に指定しない限り, 発売日から料金徴収期間満了の日まで使用することができます。ただし, 次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは, 当該回数券の使用は, 当該事由の発生した日の前日までとします。

- (1) 当該回数券が廃止されたとき。
- (2) 法令又はこれに基づく行政処分等により券面表示の車種に属する車両の通行が禁止されたとき。

(無効)

第5条 回数券の使用に関して, 次の各号のいずれかに該当する場合は, 当該回数券を無効とし, 回収します。

- (1) 車種判別が不能となった回数券を使用したとき。
- (2) 回数券を改変して使用したとき。
- (3) その他不正通行の手段として使用したとき。

(通行の禁止)

第6条 公社が業務上必要があると認めたときは, 回数券による通行を禁止することがあります。

(払戻し)

第7条 発売した回数券の払戻しはいたしません。ただし, 次の各号のいずれかに該当する場合は, それぞれの請求に基づき払戻しを行います。

- (1) 法令又はこれに基づく行政処分等により券面表示の車種の通行が禁止されたとき。
- (2) 料金の額が変更されたため変更後の料金による回数券に切り替えるとき。
- (3) 料金徴収期間の満了により回数券が不要になったとき。
- (4) 利用者に廃車, 車種の変更, 勤務地若しくは住所の変更, 死亡又はこれらに類する事由が生じたことにより回数券が不要になったとき。
- (5) その他公社が特に必要があると認めたとき。

(周知方法)

第8条 第6条及び第7条第1号から第3号までの事由が発生したときは、券面記載の有料道路の料金徴収所において必要事項を掲示します。

(払戻期間)

第9条 回数券の払戻期間は、第7条各号の事由が発生した日の翌日から起算して2か月とします。

(払戻場所)

第10条 回数券の払戻場所は、公社の本社とします。

(払戻しの額)

第11条 回数券の払戻しの額は、次の式により算定した額とします。

$$\text{払戻しの額} = \frac{\text{当該回数券1枚当たりの販売価格} \times \text{残存度数}}{\text{当該回数券1枚当たりの発行度数}}$$

2 前項により算定した額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

(手数料)

第12条 回数券の払戻しを行う場合は手数料をいただきます。ただし、第7条第1号から第3号までに定める事由及び公社の事由による払戻しについては、この限りではありません。

2 前項の手数は、払戻し1回当たり1枚につき100円とします。この場合、2枚一組みで販売した回数券にあっては、当該一組みに属するものをもって枚数のいかんにかかわらず1枚とみなします。なお、手数料には別途消費税及び地方消費税を申し受けません。

(払戻領収書)

第13条 回数券の払戻しを受けた場合には、公社所定の領収書を公社に提出していただきます。

(再発行)

第14条 回数券は、再発行いたしません。

附 則

この約款は、平成2年10月8日から施行します。

附 則

この約款は、平成17年7月1日から施行します。

附 則

この約款は平成26年4月1日から施行します。

附 則

この約款は平成27年2月16日から施行します。